

北九州市の中小企業・小規模事業者の皆さまへ

令和8年度  
新設制度

# 賃上げした事業者へ 最大50万円支給!

## 北九州市 生産性向上・賃金引上げ奨励金

事業場内最低賃金を70円以上引き上げた市内事業者へ、  
奨励金を支給します。

支給額

### 10万円×引き上げる労働者数 (1事業者あたり上限50万円)

※1事業者あたりの引上げ労働者数の上限は5人までです。

※引き上げる労働者数とは、厚生労働省(福岡労働局)の業務改善助成金の「事業実施計画書」に基づく人数。

例えば…

1人引上げ…… 10万円

5人引上げ…… 50万円

10人引上げ…… 50万円

### 対象となる事業者の主な要件

- 北九州市内に事業場があること
- 事業場内最低賃金を70円以上引き上げたこと
- 労働関係法令を遵守していること
- 令和8年4月1日から令和9年2月28日までに国(福岡労働局)の「業務改善助成金」の交付決定を受けていること

### 申請期間

令和8年 5/1 (金) ▶ 令和9年 3/5 (金) **必着**

※予算の範囲内で交付するため、申請締切前に受付を終了する場合があります。

### 手続きの流れ

北九州市  
生産性向上・  
賃金引上げ  
奨励金



国の業務改善助成金  
交付決定または  
交付額確定



申請  
(市へ提出)



賃金引き上げ後

・賃金台帳(賃金引上げ後1か月分)  
・賃金引上げによる改定後の就業規則



審査



交付決定・通知

お問い合わせ先

まずはお気軽に  
ご相談ください!

北九州市 賃金引上げ・雇用関係補助金等事務局

運営事業局:株式会社プラスアドグループ(主催:北九州市 雇用・産業人材政策課)

☎ 093-562-6630

✉ koyou-hojo@plusad.co.jp

〒803-0812 北九州市小倉北区室町2-10-4

担当  
木下・長谷川

制度の詳細・申請様式は

市ホームページをご覧ください

北九州市 生産性向上・賃金引上げ奨励金

